

議案第90号

北名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

北名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成27年11月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市において個人番号を独自利用する事務及び特定個人情報を追加するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年北名古屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

市長	遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
----	---------------------------

」を

「

市長	特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の愛知県上乗せ分の支給に関する事務であって規則で定めるもの
市長	遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第2中

「

市長	遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
----	---------------------------	------------------------------

」を

「

市長	特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の愛知県上乗せ分の	住民票関係情報、地方税関係情報及び障害者関係情報であって規則
----	--------------------------------	--------------------------------

	支給に関する事務であ って規則で定めるもの	で定めるもの
市長	遺児手当の支給に関す る事務であって規則で 定めるもの	住民票関係情報及び地 方税関係情報であって 規則で定めるもの

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。